

# 教育ニュース

No. 27  
'70.5.27

東京教育大学全学闘争委員会教対部情宣機関紙

登校された教育大の学生君

本日、教育大における官民・民主主義管理体制の確立の下で懲戒停職という形で政治犯を避けたタケ斗争を繰り返すい抜い抜いに學斗学反の公判が科なわれる。

〈9・17斗争は如何なる意義を有したのか〉  
68年2・28代行隊ド入以降、審議移動は決済と教育大の「正常化」に向けた体制を保有するものとして、国家権力一大学当局が一体となってロックアウト体制が実現的にしかれ抜けたその中で、理・教操業者風、7月移動最終決入など現在の反革命体制が義々と卒業されて行った。これに対し、唯一の學斗のみが大競争的結果をからとり、様々な運動に対決して行ったのである。そして移動推進派は、それ以前の生々斗争による400～500名の學友による強力な大競争に恐怖し、7月24日代行隊に守らぬ大競争ヤンバスに於て、移動最終決定を承していったのである。この過程で、日共＝民青諸君の果してまさに反革命的敵對行動（=当局に対する暴行・斗争放棄、全學斗に対する暴力的敵對）を決して忘れてはならない。代行隊ド入以降、このような経緯を基に教育大斗争は、全国的規模で進行して行った全国學園斗争の「正常化」への後退の過程中に立たされることになった。68 9・17斗争こそ、そこで斗い抜かれたのだった。68～69全国學園斗争を暴力的に圧殺せんとして、教育の帝國主義的再編の上上げとして策謀されに大學立派の8・4強行抹消は、日本の東南アジア侵略・反革命に向けた国内体制の帝國主義的軍備政策を貫徹させ、昨秋佐ト訪米による日米安保体制の継続・強化を準備していく政治過程において、それに真向から対決するものとしてあった全国學園斗争を中心とする先鋒的學生・労働者・農民による生産的からの暴反乱を暴力的に圧殺せんとする国家権力の暴動の一環としてあったのだ。このような政治過程の中にあって、9月5日、全国學園斗争を先頭で斗い抜いた方の尊坂の結果によって結成された全国學園斗争のオーバー統一斗争として、大學立派がタケに適用されんとした教育大に対し、同時に進行する學園「正常化」の戦を煽りし、同時に秋期定期試験に向け、校内と周辺に対決する實を形成しうる斗いとして斗われたものであ

本日  
9  
公  
開  
審  
判  
之  
記  
録  
五  
月  
二  
七  
日  
午  
後  
九  
時  
始  
め  
る

った。このような意義を有するタケ斗争に対し、検事・裁判所は一体となる形で斗争の意義を一株殺し、单なる建造物侵入、凶器準備集合し公務執行妨害という罪名を押し付けようとしている。二者は人間の思想と行動を切り離し、行為のみを問題とするこことによって、結果的にその思想を裁くという、スルショウ的权利として「詮められ」としている「思想の自由」なるものの腐敗性を如実に示すものとして我々は断固譲りして行かなければならぬ。日共＝民青が全學斗の逃走撤回斗争に対し示した「彼らは『放火犯』なのだから逃走やれも当然だ。取扱は彼らの主張に従うことなく、逃走の正当性を守れ！」ほどといふ主張は、国家権力＝検事・裁判所の立つ詮理と同一のものとして我々はその犯罪性・反人民性をも断固糾弾・撲滅していかなければならない。坐尊斗が、尊國「正常化」と対決し、日帝の侵略・反革命と国内体制の帝國主義的再編に対決して斗っているその時、日共＝民青は、教育大を「守れ」という小アル的秩序意識を利用し、文教振興と共に当局の圧力を屈する形で斗争放棄し、現在の教育大反革命体制を準備する過程に加担していったのだが、その日共＝民青が「尊國民主化」「官島反対」などと云いつつ朝薬祭へ侵攻していることこそが、彼らの官島反対希望の補完物としての位置を明確に示すもうとして、我々は銘記しておくべきであろう。

〈本日9・17斗争公判に結果は？〉

本日9・17斗争公判は検事側主張の元回目であり、大爆発の利害による供述と、物件証跡の提出が予定されている。ここで、裁判所・検事・警察が一体となり、9・17斗争の圧殺と、事實を誇張して「犯罪者」をつくり出そうという構図が行なわれようとしている。

學校諸君！本日の公判の傍聴に結果し、被告・弁護士と共に裁判の偽觸性を暴露し、行政裁判としての性格を強調していこうではないか。そして今后予定されている我々の側からの立証（=教育大ロックアウト体制を軸に審議移動の反人民性・叛乱の正当性）を準備して行こうではないか。

本日9・17斗争公判・時・地裁判所法第12条掲示表  
（月3日・2・3月大判・11・16参議院選挙公判  
10時 開始）